

（運転者席）

**第18条の2** 平成30年10月31日以前に製作された自動車（平成28年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成28年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）及び国土交通大臣が定める自動車を除く。）については、細目告示第27条第1号、第105条第1項第1号ロ及び第183条第1項第1号ロの規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1100号）による改正前の細目告示第27条第1号、第105条第1項第2号及び第183条第1項第2号の規定に適合するものであればよい。

2 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以下のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5トン以下のもの（三輪自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）に限る。）については、細目告示第27条第1号、第105条第1項第1号及び第2号並びに第183条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第713号）による改正前の細目告示第27条第1号及び第2号、第105条第1項第1号及び第2号並びに第183条第1項第1号及び第2号の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第27条第1号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号改訂版補足第2改訂版」と読み替える。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車

二 令和5年9月1日から令和6年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和6年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

3 貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第27条第1号、第105条第1項第1号及び第183条第1項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を

定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示第27条第2号、第105条第1項第1号、第183条第1項第1号及び別添29の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和6年6月30日以前に製作された自動車
- 二 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
  - イ 令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和6年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和8年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 4 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が3.5トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第27条第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第572号）による改正前の細目告示第27条第2号及び第3号の規定に適合するものであればよい。
  - 一 令和7年12月31日以前に製作された自動車
  - 二 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
    - イ 令和7年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 令和8年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和7年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
    - ハ 国土交通大臣が定める自動車
  - 三 令和10年12月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 5 専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引<sup>けん</sup>自動車を除く。）であって次に

掲げるものについては、細目告示第105条第1項第2号及び第183条第1項第2号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第572号）による改正前の細目告示第105条第1項第1号及び第183条第1項第1号の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和7年12月31日以前に製作された自動車
- 二 令和8年1月1日から令和10年12月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
  - イ 令和7年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
  - ロ 令和8年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和7年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
  - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和10年12月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの